

令和5年第11回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和5年8月28日(月) 午後3時00分～午後4時28分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	岩谷 史人
	委員	東 みどり
事務局	教育部長	川瀬 吉治
	学校教育課長	西田 建司
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	守屋 敦史
	図書館長	岩岡 夢貴
	学校教育係長	酒井 貴範
	総務係長	小野 敦
	学校教育推進員	梶原 源基
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	喜多 敦

4 議 事

議案第58号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について

議案第59号 令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第60号 第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について

議案第61号 令和6年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

議案第62号 令和6年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

議案第63号 令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

議案第64号 令和4年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について

議案第65号 令和5年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について

議案第66号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

議案第67号 指定管理者の指定に係る議会提案について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から第11回教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程第1、会期の決定について、お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名について、であります。本日の会議録署名委員に、1番岩谷委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第10回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第10回教育委員会会議録を承認します。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

教育部長(川瀬 吉治) 本日の事務報告は1点であります。

国安委員から欠席する旨の連絡をいただいております。

説明については以上であります。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません)

菅野教育長 質疑がないようですので次に議件に入ります。

日程第5、議案第58号、「幕別町教育委員会事務局職員の処分について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第2号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、また、日程第6、議案第59号、「令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求について」と、日程第7、議案第60号、「第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため、「秘密会」といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、「秘密会」といたします。

菅野教育長 「秘密会」を解きます。次に、日程第8、議案第61号、「令和6年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第61号「令和6年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧くださいと思います。

小中学校用教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」と「同法施行令」の規定により、原則として4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書について、使用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならないものとされておりますが、現在、小学校において使用する教科用図書につきましては、令和2年度から使用しており、本年が4年目となります。

新たに、令和6年度から使用する小学校用教科用図書については、管内18町村で構成する、「第12地区教科書採択教育委員会協議会」において、本年4月から採択について協議が行われ、8月8日開催の第6回協議会で、各種目の1者が決定されたところであります。

以上のことから、「令和6年度に使用する小学校用教科用図書」につきましては、協議会で決定いたしました教科用図書を採択しようとするものであり、その種目ごとの教科用図書の発行者名は、議案に記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第61号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第61号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第9、議案第62号、「令和6年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第62号「令和6年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」、ご説明申し上げます。議案書は9ページでございます。

現在、中学校において使用する教科用図書につきましては、令和3年度から使用しており、来年が4年目となりますが、小学校において使用する教科用図書と同様に、法令の規定により、原則として4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書について、使用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならないものとされております。

このことから、令和6年度に使用する中学校用教科用図書につきましては、令和2年8月6日に、第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしました、令和3年度から使用している教科用図書を、引き続き採択しようとするものであり、その種目ごとの教科用図書の発行者名は、議案に記載のとおりであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第62号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第62号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第10、議案第63号、「令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第63号「令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条におきまして、文科省の検定済教科書又は文科省が著作の名義を有する教科書以外の教育用図書、いわゆる一般図書を使用することができると規定されております。

なお、議案第61号同様、令和5年8月8日開催の第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしましたとおりですが、議案書中段枠内にありますように、「学校教育法附則第9条に規定する小学校及び中学校の特別支援学級において使用することができる教科用図書については、『令和6年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書(一般図書)採択参考資料<令和5年6月北海道教育委員会作成>』の全ての図書を採択する。」というものであり、児童生徒個々の障害に応じて教科用図書を使用できるよう、幅広く採択をするものであります。

なお、この協議会の決定に基づき、幕別町教育委員会は、他の教科書と一緒に採択し、各学校において、実際の児童生徒の障がいの程度や実態に応じ、その中から選定することで、とり進めていくものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第63号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第63号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第11、議案第64号、「令和4年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について」説明を求めます。

教育部長(川瀬 吉治) 議案第64号、「令和4年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について」ご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

標記の報告書を作成したので幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検、評価及び公表に関する規則第2条第2項の規定に基づき、幕別町議会に報告書として提出するとともに、教育委員会事務局等において閲覧に供するものであります。

お手元に配付してあります議案第64号別紙の報告書をご覧ください。

表紙をめくりまして、左側に「はじめに」と記載していますが、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員会は毎年、前年度の事務の点検・評価を行うこととされており、下段の四角の第26条にありますとおり、この報告書を議会に提出するとともに、一般に公表することが義務付けられているところであります。

例年、9月の町議会定例会に本報告書を提出するとともに、役場庁舎等において、町民の皆さんにも公表しているものであります。

13ページ以降の事務事業評価シートにより事業ごとの評価を行っており、報告書の様式は、昨年度と同様であります。一番上の囲みには、事務事業ごとに、款・項・目の予算区分、事務事業名、総合計画の位置付けなどを記載しています。

次に、その下の枠で、◎の項目になりますが、「事業概要」では、事業目的や内容、令和4年度の取組内容を記載しています。

次に、その下の◎の項目「実施結果」は、評価指標にあたるもので、一番左の欄に記載のとおり、1段目の活動指標の部分については、先ほどの事業概要のうち「今年度の取組内容」について、具体的にどのような活動をしたかを、目標及び実績、そして達成率を3カ年分数値化し記載しております。

二段目の成果指標については、上の活動指標にあたる活動により、事業目的の達成に対してどのような成果があったかを表す数値としています。

下段の枠には、過去3年間の事業費と財源内訳などを記載しています。

報告書の次のページをお開きください。

◎の評価になりますが、左の項目に記載のとおり妥当性、有効性、効率性の3点で、それぞれ0から5点までの範囲で評価点数をつけ、それぞれ白抜きの枠内に評価の理由を記載しています。

次に、中段の枠には、現状と課題、その右側には前年度の評価結果について記載することとしています。次に、下段の◎の改善の欄になりますが、さきほどの評価の合計点数によって、最終評価として、現状どおり継続なのか、改善や見直し、休廃止が必要なのかなど、A

からEの評価として表し、実施結果や評価を踏まえた今後の対応策を記載することとしています。

事務事業評価シートについては、新規事業と評価が変更になった事業についてのみ説明いたしますので、給食センターを除く各担当課長から説明いたします。

学校教育課長（西田 建司） それでは、学校教育課に係る事業についてご説明申し上げます。

資料の「幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」の17ページをご覧ください。

「公共施設換気対策事業」になりますが、こちらは「新規事業」になります。なお、こちらは、令和2年度に「小中学校教室エアコン設置工事」などを行っておりますが、昨年度、令和3年度に事業がなかったことから、今回、新規事業の扱いとしたところであります。それでは、事業内容を説明いたします。こちらは、新型コロナウイルス感染機会の低減を図るため、換気設備を整備するとして、町立幼稚園で休養場所として使用する職員室に換気機能付きエアコンを1台設置し、教育環境の改善を図ったものであります。実施結果は、工事請負費が121万でありました。18ページをお開きください。一番下段の評価になります。単年事業になりますが、「A」としたものであります。令和6年3月をもって閉園することが決定しておりますので、他の教育施設への移設を考えているところであります。

次に、25ページをご覧ください。「小・中学校ICT環境整備事業」になりますが、こちらも「新規事業」になります。事業内容は、緊急時における家庭でのオンライン学習を行うため、児童生徒にタブレットを貸出するため、タブレット用充電器とケース及び教職員用に校務支援システムを整備したものであります。実施結果は、需用費の56万1千円が、タブレット用充電器とケースの購入費用、委託料の737万円が、校務支援システムの導入費用であります。26ページをお開きください。一番下段の評価になります。評価は「A」としたものであります。タブレット用充電器とケースにつきましては、単年事業になりますが、校務支援システムにつきましては、継続事業になります。

なお、学校教育課所管の事業で、「評価が変更になった事業」はありませんので、説明は以上になります。

生涯学習課長（石田 晋一） それでは生涯学習課に係る事業についてご説明申し上げます。

資料19ページをご覧ください。公共施設換気対策事業になります。こちらは新規事業になります。事業内容ですが公共施設の新型コロナウイルス感染機会の低減を図るため換気設備を整備するため、網戸の未設置箇所に網戸を設置したり、換気機能付きエアコンを設置するものであります。今年度の取組内容ですが、事業内容右側にありますとおり各公共施設にエアコンを設置しております。百年記念ホールに5台、町民会館講堂に7台、札内スポーツセンタートレーニング室に3台、ナウマン象記念館特別展示室に1台となっております。実施結果につきましては、表の3番から5番にそれぞれ令和4年度に実施しました工事費が掲載されております。総額でエアコン設置に係る費用が2,437万1,600円でありました。20ページをお開き下さい。一番下段の評価になりますが、「A」としてあります。

21ページをご覧ください。こちらにつきましても新規事業になります。公共施設ネットワーク環境整備事業です。事業内容としましては、Wi-Fiを設置することで、密を回避するオンライン授業やイベントを実施するために、ナウマン象記念館にWi-Fiを1台設置したものであります。実施結果としましては、ナウマン象記念館のネットワーク環境を整備し、金額としましては、26万1,531円の工事費を支出しております。22ページをお開き下さい。下段の評価になりますが、「A」としてあります。

続きまして23ページをご覧ください。こちらにつきましても新規事業となります。公共施設整備事業です。地域経済の活性化策としまして公共施設の整備工事を前倒して実施し、町内事業者の事業量低下の一助とするものであります。幕別町民プールの改修工事を3か年実施計画で令和5年度以降に位置付けているものを令和4年度に前倒して実施しております。

実施結果としましては、幕別町民プールの改修工事としまして979万円を工事請負費として支出したものであります。24ページをご覧ください。下段にあります評価を「A」評価としております。

次に85ページをご覧ください。小学生国内交流事業になります。こちらにつきましては、評価が変わった事業でありますので簡単に説明させていただきます。事業の内容ですが、埼玉県上尾市、高知県中土佐町、神奈川県開成町との相互交流を行うもので4年度につきましてはコロナの影響から中土佐町のみ相互交流として、派遣と受入れの両方を行ったものであります。実施内容としまして、派遣で中土佐町を訪れた子供が15人、受入れで中土佐町から町を訪れた子供が14人、相互交流を行ったものであります。事業費は、221万1,955円支出しております。前年度コロナによって交流事業が開催できておりませんでした。今回、相互交流を実施できたということから評価が「B」から「A」になっております。

続きまして119ページをお開きください。アイヌ文化拠点空間整備事業であります。事業の内容としまして、アイヌ関係の有識者及び関係団体、その他関係者等と協議し、意見を取り入れつつ事業を進めるということで今年度の取組内容は右側にありますとおり、拠点空間整備事業の実施の大きなものとして、アイヌ文化拠点空間整備事業基本計画の策定をしたところであります。その下、千住生活館解体設計や蝦夷文化考古館保存改修設計なども行っております。実施した結果、事業費3,246万8,431円の支出となっております。国の交付金を活用した事業で4年度が初年度となっております、6年度には生活館、7年度には蝦夷文化考古館を計画するために実施設計に向けた基本計画を策定したところあります。120ページをご覧ください。下段の評価としまして「A」評価としております。

続きまして121ページをご覧ください。こちらにも新規事業であります。アイヌ文化振興事業であります。事業内容としまして、アイヌ関係の有識者の関係団体、今後の事業を見据えて聞き取りをしたうえで事業を展開していきますが、実施した内容としましては、アイヌ文化展示会の開催、アイヌの衣服を忠類ナウマン象記念館と百年記念ホールで展示を行ったものであります。実施結果の4番、アイヌ文化体験講座の開催につきましては、木彫の体験講座と古舞小学校に出向き、歌と楽器の体験事業を実施したものであります。5番目、アイヌ文化講座の開催につきましては、拠点空間整備事業に向けた講演会を3回開催したものであります。阿寒からお招きして1回目の講座を行いました。2回目はウポポイの学芸員にお越しいただきました。3回目は学芸員の方をお招きしてリモートでしたが開催しました。こちらにかかりました費用が389万1,627円となっております。122ページをご覧ください。下段にあります評価としては「A」評価となっております。

次に、127ページをご覧ください。スポーツ推進事業であります。こちらは評価が変わったものであります。事業内容としてはスポーツイベントや初心者教室、各種スポーツ大会を開催するものでありまして、4年度の取組につきましては右側に記載のとおりであります。昨年はコロナの関係で開催できなかったものが4年度につきましては当初の予定通り開催できたということで次のページになりますが、評価が「B」から「A」に変わったものとなっております。

129ページをご覧ください。こちらにも継続事業になりますが評価の内容が変わったものであります。アスリートと創るオリンピックの町創成事業の事業内容ですが、スポーツに関心や興味がない町民に身近でオリンピックに触れ合える体験の場を提供したり、スポーツ合宿を誘致し地域の方々と交流を深め地域経済の活性化を図るというもので、今年度の取組内容は右のとおり事業を実施しております。こちらにつきましては、オリンピック出場選手を応援する会実行委員会で行っております事業が町の関係部署と協力体制をとり行ったことが有効性の評価で類似した内容のものを複数の部署で行うと減点につながるため、これがなくなったことで「B」から「A」評価となったものです。

以上で生涯学習課の説明を終わりますが139ページ以降に資料編ということで事業内容を掲載しております。生涯学習課については153ページ以降になります。2年度、3年度、4年度と比較がありますが、コロナで全部が実施できていないことから事業によっては元年度の数字を入れてありますことをお伝えいたします。以上です。

図書館長（岩岡 夢貴） 図書館です。図書館が所管する事業は4事業ありますが、この内、「評価が変更になった事業」、「図書館を核とした地域づくり事業」及び「図書館維持管理事業」について、ご説明申し上げます。

107ページをご覧ください。「図書館を核とした地域づくり事業」であります。事業目的は、町民及び利用者に対して、講座及び行事等の開催やボランティア活動等への参加の呼びかけや周知により住民参画を図るものであります。事業内容につきましては、多種多様な事業を実施し、図書館運営に関する諮問への回答及び意見を述べる場として、図書館協議会会議の開催が主なものであります。実施結果は、決算額73万9,310円であります。108ページをお開きください。一番下段の評価になりますが、昨年度は「B」でありましたが、今年度は「A」の、「現状どおり継続」の方向性としております。変更になった理由といたしましては、事業内容には大きな変化はなかったのですが、コロナ禍から徐々に行動制限も無くなったこともあり、107ページ中段、実施結果にあります、成果指標の「1」及び「2」参加者数及び視聴回数、前年の令和3年度を上回り、更に令和4年度目標値も達成しましたことから、A評価としたものであります。

113ページをご覧ください。「図書館維持管理事業」であります。事業内容は、町民及び図書館利用者が、図書館を快適な環境でサービスを受けることができるよう、建物や設備及び移動図書館車の整備・更新を行うとともに、特色ある図書館行事を実施するなど、図書館に来館していただくキッカケづくりを図ったものであります。実施結果は、決算額5,867万5,705円あります。114ページをお開きください。一番下段の評価になりますが、昨年度は「B」でありましたが、今年度は「A」の、「現状どおり継続」の方向性としております。変更になった理由といたしましては、事業内容には大きな変化はなかったのですが、こちらもコロナ禍から徐々に行動制限も無くなったこともあり、113ページ中段、実施結果にあります、成果指標の総利用者数が、前年の令和3年度を上回り、更に令和4年度目標値も達成しましたことから、A評価としたものであります。図書館からは以上になります。

教育部長（川瀬 吉治） 報告書には、昨年同様に資料等を添付しており、139ページから169ページまでは資料等を170ページから176ページまでは、関連する規定を添付しております。

最後になりますが本日追加で配布しました177ページをご覧ください。

本報告書をまとめるにあたり、点検及び評価の客観性を確保する観点から、これまで同様、学識経験者として、町長部局の部長職（5人）をはじめ、東十勝退職校長会会長、中札内高等養護学校幕別分校校長、町PTA連合会会長、社会教育委員長、計9名の皆さんに書面による意見をお願いしており、記載のとおり5件の意見をいただいております。

意見の内容としては、活動指標、成果指標の設定に対する意見や意見聴取の対象者等に対する意見であり、次年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、ご説明申し上げました報告書につきましては、本日ご審議をいただいたのち、8月30日開会の第3回町議会定例会に提出する予定であり、その後、教育委員会事務局、役場庁舎、支所、出張所、図書館等に備え置いて、閲覧できるようにするほか、町のホームページ上でも閲覧できるようにし、町民の皆さんへ公表することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

岩谷委員 1点目、まず32ページになります。教育総務事業の評価について意見です。有効性の活動指標の単年度の目標は達成できていますかと、活動結果に対して事業の成果は順調に

上がっていますか、について自己評価が厳しいと感じておりまして、私としては1点ずつ入って「A」評価となっても良いのではないかと感じました。

次に2点目、39ページのいじめ防止対策推進委員会運営事業について、成果指標の1番、各小中学校のいじめの認知件数が令和4年度にかなり増加していることについて要因等、委員会の方はどういう見解を持っているのか質問です。

3点目ですが、資料141ページの教職員住宅入居の推移についてです。入居率が40%台でずっときている中で71戸という数が本当に必要なのかを考えなければならないのではないかと思います。一般の方が入居されている戸数もありますが、教育委員会で所管すべきなのか、他の課で管理を移した方がいいのではないかと、それとももう少し教員住宅を整備する等効率的なものと考えていかないと、無駄な資産を持っているのではないかと町民にも思われるのではないかと思います。

4点目、144ページの小中学校の不登校の件数についてですが、コロナでのリモート授業も関係があるのではないかと思います。令和3年度から急増していることについての要因をもう少し整理して課題を突き詰めていかないといけないと思います。以上です。

学校教育課長（西田 建司） まず評価の0点ですが、次年度に向けて評価の仕方を考えたいと思います。続いて39ページ、いじめの件数ですが、毎年、学校で聞き取り調査やアンケート調査を行っており、嫌な思いをしたということもすべてカウントするということで現在は積極的な認知に取り組んでいるということから、昨年度から徐々に件数が伸びており、本年度も資料には載っていませんが件数も出ているということで、まずは積極的に認知をする、嫌なことや嫌な思いをしたものは全部拾い上げ、その後継続して対応していく中で嫌な思いが無くなった、まだ継続している等の対応を図っているということでもあります。件数が伸びたことについては積極的認知を行っているということでございます。

続いて、先に144ページの不登校の件数についてです。全国的に伸びているのが近年の現状であります。令和2年度が32件に対して令和3年度が53件で増加傾向にあることを感じております。傾向としては中学校になると思います。幕別町では小中一貫教育で中1ギャップがないような取り組みを行っており、コロナ禍の影響もあったかと思いますが、そういう所で2年から3年については件数が伸びたと思います。ただし4年度については、下がってきておりまして令和5年度の状況で申しましても中学校1年生については下がってきている、そういう傾向がなくなってきたと考えております。

最後に141ページの教員住宅についてです。幕別町では教員住宅の適正化計画を持っております。基本的には校長、教頭住宅を残しつつ、本町地区や札内などについては民間の住宅もありますので、そちらの方の活用もしながら古い建物から徐々に廃止していくような計画を持っております。ただ、農村地域はある程度の住宅数を残していかないといけないと思っておりますので、現在71戸ですが、何年かの計画では67戸にするという計画もございます。さらに古くなるものについては売却や建て替えるのではなく廃止していく考えを持ちながら必要最低限の確保というふうに努めていければと思っております。以上です。

菅野教育長 ほかにご意見ございませんか。

（ありません）

菅野教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第64号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第64号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第12、議案第65号、「令和5年度『全国学力・学習状況調査』の結果公表について」説明を求めます。

学校教育課長（西田 建司） 議案第65号「令和5年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について」ご説明申し上げます。議案書は12ページになります。

本調査につきましては、平成19年度から実施されており、今年度は令和5年4月18日に実施されました。まず、下段の※をご覧ください。

小学校は6年生と中学校は3年生を対象におこなわれましたが、小学校では、国語、算数、中学校では、国語、数学、英語の教科に関する調査と生活習慣や学習環境に関する調査が実施されました。なお、中学校の英語については、3年おきに調査されるものであります。

次に、別紙の、右上に『議案第65号 別紙』とあります『令和5年度「全国学力・学習状況調査」結果』をご覧くださいと思います。まず、調査結果についてであります。こちらは、本年7月31日に、文部科学省が調査結果を公表しましたことから、その内容を報告するものであります。本年度の調査結果の内容については、それぞれ網掛け部分になりますが、まず、表の上段の、小学校6年生になりますが、国語においては「平均正答率」で、全国、北海道を下回り、算数においては「平均正答率」で、北海道と概ね同様だったものの、全国を下回る結果となりました。

続いて、表の中段の、中学校3年生になりますが、国語と数学においては「平均正答率」で、全国、北海道を上回り、表の下段の、英語においては「平均正答率」で、北海道と概ね同様だったものの、全国を下回る結果となりました。

次に、前回との比較であります。別紙の次のページ、『全国学力・学習状況調査における幕別町の平均正答率との比較』をご覧くださいと思います。まず、小学校6年生の国語と算数につきましては、令和3年度から、全国、北海道ともに同様の比較になっております。中学校3年生につきましては、国語と数学につきましても、令和4年度と、全国、北海道ともに同様の比較になっており、英語につきましては、令和元年度で全国、北海道比較で上回っておりましたが、今回では、全国比較で下回り、北海道比較で同率という結果となっております。

議案書の12ページにお戻りください。続いて、結果公表のあり方についてであります。

本調査の結果公表につきましては、文部科学省において、平成26年度から各市町村教育委員会のそれぞれの判断で、当該調査に関わる実施要領に定める配慮事項を考慮したうえで、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を可能としております。

しかしながら、本町の結果公表につきましては、これにとらわれず、教育上の影響等を踏まえ、従来から平均回答率等の数値を用いず、広報を利用して、文章表現で小学生及び中学生全体の成績や傾向の説明により、これまで公表してきたところであります。

さらに、文部科学省においては、調査結果の公表について令和5年度も同様の取り扱いとすることとされておりますが、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすという重要な側面はあるものの、調査により測定できるのは、学力の特定の一部であることや学校の序列化や過度な競争が生じること、また、小規模校では個人が特定されるおそれがあることが懸念されるところであります。

これらを踏まえ、本町におきましては、令和5年度「全国学力、学習状況調査」の結果公表も、従来と同様、個々の学校名を明らかにせず、さらに町全体の結果についても、平均正答率等の数値を用いず、文章をもって成績や傾向の説明を行うこととするものであります。

以上が、令和5年度の「全国学力・学習状況調査」の結果と、公表についての説明になります。なお、公表の具体的な手法としましては、10月号の広報誌に掲載する予定でありますことをご承知おきいただきたいと思います。『議案第65号 別紙』の3ページ目をご覧ください。「広報まくべつ10月号イメージ」であります。現段階では、広報の原稿になりますが、ご覧のとおり、教科に関する調査結果等については、文書表現になるものであります。

最後に、今回お示しいたしました各学校のデータにつきましては、市町村別の数値、学校別の数値は教育委員会会議及び校長会議等の内部資料としての取り扱いになりますので、特段のご留意をいただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

岩谷委員 このテスト自体が得点の全体的な評価ではなくその問題、問題の評価なので小学6年生の国語が平均より下だということに気にかけることなのか、気にすることではないのか、すごく悩むところではありますが、こういう結果が令和3年からずっと続いているということで、中学校では平均を上回っているのですんなりに問題にすることはいいのかとも思いますが、小学6年生の段階でこの結果ということを見ると、その対応策というのは校長先生や教頭先生といった学校の先生も個々に悩まれているかと思っておりますがどうでしょうか。

学校教育課長（西田 建司） 今回の全国学力・学習状況調査の結果については校長会議でも資料をお渡ししながら説明することになるのですが、ご自身の学校の結果というのはそれぞれ気にされる部分はあると思いますし、学力調査の結果は学力分析ということで各学園で傾向等皆さんで確認しながら次年度のカリキュラムに反映させていくなどの取組はされていると聞いておりますし、結果は活かされていると考えております。

小尾委員 資料3ページ目、人が困っているときには進んで助けている、人の役に立つ人間になりたいと思う、という所が幕別町の子ども達は高いというのは良いことだと思いますが、その一方で地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うところが全道、全国ともに低いところで、地域ぐるみの教育がもう少し反映させられると良いと思います。中学生になったら地域課題を考えてみる、大人とコミュニケーションの場を設けるというようなことが必要なのかなと数値をみて思いました。

学校教育課長（西田 建司） 一緒にコミュニティスクールを進めていく中で、「ふるさと」というところをふり返られるような取り組みは必要なのかなと思っています。ですので、教育課程の中でふるさと学習といったものを取り入れる、コミュニティスクール、地域学校協働活動、そちらの方でもお互いで地域という部分が理解できるような形でこれから、更に進んでいくというふうに考えております。教育委員会といたしましても柱の部分をもう一度確認しながら進めていければと考えております。

岩谷委員 子どもたちが真剣になってこの町の将来を大人と一緒に考えていることが議員のなり手不足の解消にも繋がったり、地域の活性化にも繋がるのではないかと思います。

菅野教育長 ほかにご意見ございませんか。

小尾委員 人が困っている時は進んで助ける、人の役に立つ人間になりたい、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う等、共通するのは奉仕の精神だと思います。学校の授業の中で、奉仕活動があると思いますが、意識高揚や普段から心がけを持ってもらう教育が大事だと思いますが、どのように児童生徒に身につけてもらうか、学校教育だけではなく家庭教育や社会教育にもなってくると思いますが、世の中のためにも大切だと思います。町独自でも、教育委員会として取り組むべきところだと思います。

学校教育課長（西田 建司） そういった概念、考え方は新学習指導要領の中にも色々な部分で育つ仕組みになっていると考えております。学校教育だけで全て賄われるということではなく、家庭学習、地域にも関係してくると思いますので、どんどんそういった教え方が良い形になっていくというふうに担当として考えております。

菅野教育長 学校では先生方が自己肯定感や自己有用感を意識しながら学校生活等、色々な場面で進めていただいていると思っております。

菅野教育長 ほかにご意見ございませんか。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第65号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第65号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第13、議案第66号、「要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。次に、日程第14、議案第67号、「指定管理者の指定に係る議会提案について」説明を求めます。

生涯学習課長(石田 晋一) 議案第67号、指定管理者の指定に係る議会提案について、ご説明申し上げます。議案書の14ページと議案説明資料をご覧ください。

本件は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定にあたり、議会提案を幕別町長に求めるものであります。施設の名称につきましては、幕別町札内スポーツセンター及び幕別町農業者トレーニングセンター。指定管理者は、先に行われました選考審査において指定管理の候補者として決定されました、中川郡幕別町札内中央町532番地12、特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブ、理事長 笠谷 直樹氏であります。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

次に、議案説明資料をご覧くださいと思います。

指定管理者が管理を行います施設の概要を載せております。

左の表にあります札内スポーツセンターは、平成元年度に建設され、令和4年度の利用者は18万6,362人となっております。右の表にあります農業者トレーニングセンターは、昭和58年度に建設され、令和4年度の利用者は3万2,966人となっております。両施設とも町民の健康増進及び体育向上に資することを目的とした体育館であります。

次のページをご覧ください。

2は、指定管理者が行います業務の概要を記載しております。

3は、同法人の概要であります。総合型地域スポーツクラブとして、地域のスポーツ活動及び振興を中心に活動し、平成23年8月に特定非営利活動法人としての認証を受け、平成31年4月から現在に至るまで当該施設の指定管理者として、管理運営はもとより、健康増進及びスポーツの拠点施設として企画運営に努めていただいているところであります。

また、資本金、売上高、職員数等及び事業内容につきましては記載のとおりであります。

次に、指定管理者の公募にあたりましては、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条の規定に基づき、本年7月25日から公募をいたしましたところ、募集期間内に当該団体の1団体から応募があったところであります。

候補者の選定にあたりましては、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第7条の規定に基づき、有識者2人を含めた8人による選定委員会を設置し、候補者選定基準により、申請資格審査、書類審査、さらにはプレゼンテーションを経まして、総合評価により審査、選定作業を実施したところであります。

この結果、当該団体が、当該施設の目的にあった施設利用の促進が図られるとともに、地域スポーツの好循環を生み出すことで、スポーツ文化の醸成や地方創生の実現に期待ができること、かつ、適正な運営管理の確保が期待できるという判断に立ち、当該団体が合格点に達し、委員一同から高い評価を得られましたことから、特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブを指定管理者の候補者として選定したものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第67号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第67号については、原案のとおり可決しました。

議案については、以上となりますが、このほか、皆さんからなにかございませんか。

(ありません)

菅野教育長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第11回教育委員会会議を閉じます。